

電波利用環境保護周知啓発強化期間の取組内容

- 1 強化期間 令和2年6月1日（月）から同6月10日（水）
- 2 主な周知・啓発活動
 - (1) 新聞広告
地方紙(管内各県7紙)に、電波利用のルールを守り、電波利用環境保護の必要性を訴求した広告を掲載予定。
 - (2) 自治体広報誌等による広報
管内の地方自治体が発行している広報誌及びホームページに、本強化期間の取組及び電波に関する問い合わせ窓口を掲載依頼し、地域住民の方々へ周知・啓発を図ります。
 - (3) ポスター及びリーフレットによる広報
 - ① 管内の自治体及び各種団体等へポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼します。
 - ② 管内の警察署約300署へポスターの掲示等を依頼します。
 - ③ 管内の首都高速道路、NEXCO 東日本及び NEXCO 中日本並びに「海ほたる(東京湾アクアライン)」のパーキングエリア等にポスターの掲示及びリーフレットを設置します。
- 3 不法無線局対策の強化
 - (1) 関係機関と連携して不法無線局に対する指導等を強化します。
 - (2) 公共工事現場や大規模工事現場における不法無線局対策として、年間を通じて建設工事関連の業界団体等に対し、電波法令遵守の周知を図り、不法無線局の排除や未然防止について協力を要請します。
- 4 協力依頼省庁及び団体（順不同）
 - 国土交通省関東地方整備局
 - 各都県警察本部
 - 海上保安庁第三管区海上保安本部
 - 管内各自治体
 - 首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、
 - 中日本高速道路株式会社、東京湾横断道路株式会社
 - 他多数